

繰越金が必要以上にある場合は、寄附金募集額を  
適正な額にしていただくようお願いいたします



学会等団体から寄附要請を受ける際、収支予算書に多額の繰越金が計上されている場合があります。

製薬企業が学会等団体の運営や会合開催に際して寄附金を拠出する目的は、医学・薬学の発展のために運営・開催される会合等の費用の不足分を援助するためです。

従って、あまりに多額の繰越金が発生するような寄附要請の場合は、本来の寄附金拠出の趣旨にそぐわないため、寄附要請に応じかねることがあります。

例えば、寄附金収入がなくても会合開催費用が賄えるような場合は、寄附金拠出の目的を逸脱することになるとともに、製薬企業が寄附金を拠出する理由がなくなります。

また、企業会計上から見ても、必要と見なされない金銭を寄附金として拠出した場合には、その寄附金は税務上交際費と判断されることとなり、好ましいことではありません。

つきましては、会合開催等を企画する際には、次期繰越金が適正な額になるよう、寄附募集金額を減額するなど、適正な予算計上をお願いいたします。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL : 03-3669-5357 (代表) FAX : 03-3669-3839

URL : <http://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

平成23年6月作成